

モーターボート競走法施行規則並びにボート、モーター、選手、 審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令案について

平成19年10月
国土交通省海事局

1. 背景

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改めること等を内容としたモーターボート競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第16号）が平成19年4月1日から施行（一部については同年10月1日又は平成20年4月1日施行）されたところである。

このモーターボート競走法（以下「法」という。）の改正により、各モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が解散され、これらの法人が行っている業務については、国土交通大臣が指定する競走実施機関が実施することとする等の措置が講じられることとなった。

このため、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）においてこれら措置に係る基準の制定や手続等について定めるほか、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和26年運輸省令第77号）について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) モーターボート競走法施行規則の一部改正

① 競走実施機関の指定、役員及び事業計画・収支予算の認可等に係る規定の整備（新設）

イ 競走実施機関の指定を受けようとする法人は、名称及び住所等を記載した申請書に登記事項証明書等を添付して国土交通大臣に提出することとする。

ロ 法第34条第2項第5号に規定する国土交通省令で定める事項を選手、審判員及び検査員の褒賞及び懲戒に関することとする。

ハ 帳簿に記載する事項を以下に掲げるものとし、帳簿の保存期間を10年とする。

- ・ 法第33条第1号の競技関係事務の実施に関する事項
- ・ 法第33条第2号の登録の実施に関する事項

- ・ 法第33条第3号のあっせんの実施に関する事項
 - ・ 法第33条第4号の養成及び訓練の実施に関する事項
 - ・ 法第33条第5号の業務の実施に関する事項
- ② 法第30条の競走実施機関に対する交付金の率の見直し（別表第三関係）
 - ③ 競走監督官証票及び立入検査員の証の様式の変更（第1号、第2号様式関係）
 - ④ その他所要の改正
- (2) ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正
- ① ボート及びモーターの登録期間は1年に限定されているが、有効期間満了日が競走の開催日に当たる場合は、当該有効期間が満了する日の翌日から起算して一月を越えない範囲内において、有効期間の延長を認めることとする。（第3条関係）
 - ② 選手等の登録消除の際に意見を聞くこととされている資格審査会の組織形態について、競走実施機関の指定法人化に伴い見直すこととする。（第20条関係）
 - ③ ボート及びモーター検査の方法及び登録規格並びに選手、審判員及び検査員の資格検定試験の方法及び合格基準のほか、登録及び登録の更新の方法、登録の消除の方法及び基準については、法第34条第1項に規定する競走実施業務規程によることとする。（新設）
 - ④ その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成19年12月1日
施 行：平成20年 4月1日